独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社 東芝		コード	6502
提出日	2023/6/6	異動（予定）日	2023/6/29	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	Paul J. Brough	社外取締役	○													○		有
2	Ayako Hirota Weissman	社外取締役	○													○		有
3	Jerome Thomas Black	社外取締役	○										△					有
4	George Raymond Zage Ⅲ	社外取締役	○													○		有
5	橋本勝則	社外取締役	○													○		有
6	望月幹夫	社外取締役	○										△					有
7	渡辺章博	社外取締役	○													○		有
8	宇澤亜弓	社外取締役	○													○		有
9	今井英次郎	社外取締役	○										△					有
10	Nabeel Bhanji	社外取締役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		Paul J. Brough氏は、英国勅許公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、ファイナンシャル・アドバイザーとして、M&Aに関する深い経験を有しています。また、リーマンブラザーズのアジアにおける資産の清算に携わるとともに、複数の会社のリストラクチャリング・オフィサー（事業再生担当役員）を歴任し事業再構築に深い経験を有するとともに、海外企業の業務執行取締役や非業務執行取締役を務めており、国際的な事業経験を有しております。 このような国際的な事業経験、M&Aや事業再構築の深い経験、企業経営者としての幅広い実績や高い見識に基づき、特別委員会委員として、当社の戦略的選択肢の検討に有益な貢献と、当社の経営に対する適切な監督を実施していること、今後も、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢の検討に有益な貢献と、当社の経営に対する適切な監督が期待できることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
2		Ayako Hirota Weissman氏は、長年にわたり日本国内外の株式投資を始め、様々な投資事業に携わり、特に、投資事業に関して豊富な経験と深い知見を有しております。また、国際的な事業経験を有するとともに、日本企業の社外取締役を務めており日本企業についての知見を有しています。このような事業経験と、資本市場に関する深い知見により、特別委員会委員として当社の戦略的選択肢の検討に有益な貢献と、当社の経営に対する適切な監督を実施していること、今後も、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢の検討に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督が期待できることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
3	Jerome Thomas Black氏は、過去において、当社の取引先であるイオン㈱の業務執行者でありましたが、当社と同社との取引高は双方の連結売上高の１％未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	Jerome Thomas Black氏は、国際的コンサルティング・ファームにおける経験を有するとともに、長年にわたり、日本企業において業務執行に従事してきました。グループ戦略、IT・デジタルビジネスの責任者として事業を執行してきたこと、日本企業の経営に対する深い知見、国際的な事業経験を有し、特別委員会委員長として当社の戦略的選択肢の検討に有益な貢献をしていること、当社の経営に対する適切な監督を実施していること、今後も、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢の検討に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督が期待できることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。

4		George　Raymond Zage Ⅲ氏は、著名な投資ファンドグループであるFarallon Capitalグループに18年間所属し、2008年からはFarallon Capital Asia Pte. Ltd.のCEOとして、Farallon Capitalグループのアジア地区における責任者を務めました。同氏は上場企業、非上場企業への投資を多数行った経験があり、スタートアップ企業への投資、事業再生投資の経験も多数あります。このような投資ファンドにおける経験から事業ポートフォリオ、事業再構築、M&A、資本市場や資本配分の専門性を取締役会にもたらすことができると考えられます。同氏は、特別委員会委員として当社の戦略的選択肢の検討に有益な貢献と、当社の経営に対する適切な監督を実施していること、今後も、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢の検討に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督が期待できることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。 なお、同氏は、2018年８月まで、当社の大株主であるFarallon Capitalグループに属するFarallon Capital Asia Pte. Ltd.の業務執行者でありました。Farallon Capitalグループの議決権比率は10%未満であることから、独立性に問題はありません。また、同氏からは、特定の株主ではなく、当社のために取締役としての職務を遂行する旨の意思表明を受けております。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
5		橋本勝則氏は、日本メーカーの英国社財務最高責任者、国際的な化学メーカーの米国法人における内部監査部門マネージャー、国際的な化学メーカーの日本法人における取締役財務部長、取締役副社長などの経験を有し、経営者としての豊富な経験や高い見識を有しています。同氏は、当社の戦略的選択肢の検討に有益な貢献と、監査委員会委員長として当社の経営に対する適切な監督を実施していること、今後も、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢の検討に有益な貢献と監査委員会委員長として当社の経営に対する適切な監督が期待できることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
6	望月幹夫氏は、過去に㈱HIの業務執行者でありましたが、当社と㈱HIとの取引高は双方の連結売上高の２%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	望月幹夫氏は、日本メーカーの米国社最高責任者、同社の取締役常務執行役員財務部長などの経験を有し、経営者としての豊富な経験や高い見識及び財務部長として会計及び監査に関する深い知見を有しております。同氏は、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢の検討に対する有益な貢献と、財務・会計等に関する豊富な経験や高い見識を生かし、監査委員会委員として当社の監査を適切に行っていること、今後も、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢の検討に対する有益な貢献と、財務・会計等に関する豊富な経験や高い見識を生かし、監査委員会委員として当社の監査を適切に行うことが期待できることから、指名委員会において社外取締役候補者に決定しました。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
7		渡辺章博氏は、公認会計士として財務及び会計並びに監査を学んだ後、上場企業のCEOとして15年以上の経験、さらに自ら創業した会社の非公開化プロジェクトを通じての深い知見を有しています。また、国内有数のM&Aアドバイザリー会社を設立し、国内外のM&A案件（非公開化案件を含む）を多数経験しており、資本市場やM&Aに関する深い知見を有しております。 このような資本市場やM&Aの深い知見、企業経営者としての幅広い実績や高い見識に基づき、取締役会議長として取締役会の議論をリードしていること、また特別委員会副委員長として、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢の検討に対する有益な貢献をしていること、当社の経営に対する監督を適切に実施していること、今後も、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢の検討に対する有益な貢献と、当社の経営に対する監督を適切に行うことが期待できること、取締役会議長として、当社の取締役会を適切に運営することが期待されることから、指名委員会において社外取締役候補者に決定しました。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
8		当社は、会計専門家を社外取締役に選任することとしておりますが、宇澤亜弓氏はかつて日本の大手監査法人に所属し、現在は公認会計士事務所の代表を務めており、財務及び会計並びに監査に関する深い知見を有しています。当社は指名委員会等設置会社であるため、監査委員会委員は取締役である必要がありますが、会計監査人の選解任議案の内容を決定し、会計監査人の監査の方法及びその結果について監査意見を述べるという監査委員会の職責に照らしても監査委員会委員に日本の公認会計士は不可欠であります。 更に、警視庁刑事部捜査第二課、証券取引等監視委員会に所属し、公認不正検査士の資格を有するほか、多数の第三者委員会等の委員を務め、不正事案の解明及び再発防止について深い知見を有しております。同氏は、財務・会計等に関する豊富な経験や不正事案に関する高い見識を生かし、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢の検討に対する有益な貢献と、監査委員会委員として当社の監査を適切に行っていること、今後も、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢の検討に対する有益な貢献と、財務・会計等に関する豊富な経験や高い見識を生かし、監査委員会委員として当社の監査を適切に行うことが期待できることから、指名委員会において社外取締役候補者に決定しました。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはございませんが、上述のとおり、財務及び会計並びに監査に関する深い知見、不正事案の解明及び再発防止について深い知見を有している等の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。

9	今井英次郎氏は、当社の取引先である西村ときわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）に弁護士として所属していましたが、退職から10年以上経過しており、独立性に問題はありません。	今井英次郎氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士として様々なM&A取引に関する法的助言などを行う業務に従事した後、著名な投資ファンドグループであるBain Capitalグループ及びFarallon Capital グループに合計約15年所属し、2019年からはFarallon Capitalグループの日本代表・マネージングディレクターを務めています。同氏は上場・非上場を問わず数多くの企業への投資及び経営支援を行った経験があり、弁護士・プライベートエクイティ投資家・上場企業のマイノリティ投資家という異なる立場で、数多くの非公開化取引や事業再構築に関与した経験があります。 同氏は、事業ポートフォリオマネジメント、事業再構築、M&A、資本市場や資本配分に関する専門性に基づき、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢の検討に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を行っており、また今後も、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢の検討に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督が期待できることから、指名委員会において同氏を社外取締役候補者として決定しました。 なお、同氏は、当社の大株主であるFarallon Capitalグループに属するFarallon Capital Japan LLCの業務執行者ですが、Farallon Capitalグループの議決権比率は10%未満であることから、独立性に問題はありません。また、同氏からは、特定の株主ではなく、当社のために取締役としての職務を遂行する旨の意思表明を受けております。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
10		Nabeel Bhanji氏は、Elliott Investment Managementのシニア・ポートフォリオ・マネージャーを約10年間務めています。同氏は、投資銀行やPEファンドでの業務を通じて、上場企業及び非上場企業への投資を多数行った経験を有しています。このような経験から事業再構築、M&A、資本市場や資本配分の専門性を取締役会にもたらしております。指名委員会は同氏が、当社の価値を引き出すための戦略的選択肢の検討に有意義な貢献をし、手続に透明性と信頼性をもたらすことができると判断し、社外取締役候補者として決定しました。また、当社の指名委員会は、同氏が、当社の経営を適切に監督できると考えています。 なお、同氏は、当社の大株主であるElliott Investment Managementグループに属するElliott Investment Managementの業務執行者ですが、Elliott Investment Managementグループの議決権比率は10%未満であることから、独立性に問題はありません。また、同氏からは、特定の株主ではなく、当社のために取締役としての職務を遂行する旨の意思表明を受けております。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。